

# 標準仕様書

(■～該当範囲とする)

## ■ 新営建築工事

### <適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」を適用するものとする。

## □ 改修建築工事

### <適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」を適用するものとする。  
特記仕様書添付なしの場合は、特記仕様についてその限りではない。

## □ 新営電気設備工事

### <適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

## □ 改修電気設備工事

### <適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。  
特記仕様書添付なしの場合は、特記仕様についてその限りではない。

## □ 新営機械設備工事

### <適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

## □ 改修機械設備工事

### <適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。  
特記仕様書添付なしの場合は、特記仕様についてその限りではない。

## □ 解体工事

### <適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」を適用するものとする。  
特記仕様書添付なしの場合は、特記仕様についてその限りではない。

特記仕様書
-------

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(■～該当範囲とする)

- 1 施工条件総括表
- 2 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 3 建設副産物に関する特記仕様書
- 4 再生クラッシャーラン等に関する特記仕様書
- 5 排出ガス対策型建設機械特記仕様書
- 6 工事カルテ作成、登録に関する特記仕様書
- 7 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 8 植栽樹木等に関する特記仕様書
- 9 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- 10 新発田市建設工事請負契約約款関係
- 11 その他 工事独特の特記仕様書

詳細については、別紙のとおり。

# 1. 施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約を受けることになるので明示する。  
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者及び受注者で協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 事 項	施 工 条 件
① 工 程 関 係	① 関連する別途発注工事あり 新発田地域広域事務組合 新庁舎建設工事（電気設備・給排水設備・空調設備） ・ 工 事 名 : 新発田地域広域消防消防救急デジタル無線更新整備工事、高機能消防指令システム更新整備工事 県施設解体工事(仮称) ・ 予定期間 : 契約日から令和8年2月27日まで(約20か月)
	2 施工時期、時間、方法の制限あり ・ 時 期 : ・ 時 間 : ・ 方 法 :
	3 関係機関協議による工程条件あり ・ 協 議 内 容 : ・ 完了予定時期 :
	④ その他 上記以外は監督員と協議を要する。
② 用 地 関 係	1 工事用地等の未処理部分あり ・ 処理見込時期 : ・ 区 間 :
	2 仮設ヤードの指定あり ・ 場 所 : ・ 期 間 :
	③ その他 詳細については、監督員と協議を要する。
③ 公 害 対 策 関 係	① 公害防止の制限あり(騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等) ・ 施工方法 : 低振動・騒音等に配慮し近隣へ影響のないようにすること。 ・ 作業時間 :
	2 家屋等の調査の必要あり ・ 方 法 : ・ 範 囲 :
	3 その他
④ 安 全 対 策 関 係	① 交通安全施設等の指定あり ・ 交通誘導員 : あり ・ その他施設等 :
	2 近接作業制限あり(鉄道、ガス、水道、電気、電話等) ・ 内 容 : ・ 工 法 制 限 : ・ 作業時間制限 :
	3 発破作業あり ・ 保安設備及び保安要員 : ・ 防 護 工 : ・ 作業時間制限 :
	4 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) ・ 内 容 :
	⑤ その他 詳細については、監督員及び関係者と協議をするものとする。
⑤ 工 事 用 道 路 関 係	1 一般道路を搬入路としての使用制限あり ・ 搬 入 経 路 : ・ 期 間 : ・ 使用後の処理 :
	② 一般道路の占有あり ・ 期 間 : 乗り入れ部取替時 ・ 規 制 条 件 : 国道7号管理者の指示による。 ・ 時 間 制 限 :

明 示 事 項	施 工 条 件
V 工 事 用 道 路 関 係	3 仮設道路設置あり ・ 工 法 指 定 の 有 無 : ・ 用 地 関 係 : ・ 安 全 施 設 : ・ 工 事 完 了 後 の 「 存 置 」 又 は 「 撤 去 」 :
	4 その他
⑥ 仮 設 備 関 係	1 仮設備の指定あり
	2 仮設備の条件指定あり
	3 仮設構造物の転用、兼用あり ・ 工 種 : ・ 内 容 :
	4 イメージアップあり ・ 内 容 :
	⑤ その他 詳細については、監督員及び市関係課、施設関係者と協議をするものとする。 工 事 用 水 構 内 既 存 施 設 ㊦ 利 用 で き な い ・ 利 用 で き る ( ・ 有 償 ・ 無 償 ) 工 事 用 電 力 構 内 既 存 施 設 ㊦ 利 用 で き な い ・ 利 用 で き る ( ・ 有 償 ・ 無 償 )
⑦ 残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり
⑧ 工 事 支 障 物 件 等	1 占用支障物件あり(電気、電話、水道、ガス等) ・ 内 容 : ガス・水道・下水道の埋設場所を施工前に確認して施工すること。 ・ 移 設 、 撤 去 、 防 護 方 法 等 : ・ 時 期 :
	2 占用物件重複施工あり ・ 内 容 :
	3 その他
IX 排 水 工 ( 濁 水 処 理 含 む )	1 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・ 内 容 :
X 薬 液 注 入 関 係	1 薬液注入工法あり ・ 別紙条件明示による
⑨ そ の 他	1 現場発生材あり ・ 品 名 : ・ 納 入 場 所 :
	2 支給品及び貸与品あり ・ 品 名 : ・ 引 渡 場 所 :
	3 規格証明の必要あり ・ 公共建築工事標準仕様書 第1章1-1-2(19)による
	④ その他 ①) 簡易な工事及び緊急を要する工事(災害復旧等)においては、監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。 ②) 工事期間中に中間技術検査がある(部位は監督員の指示による)。 ③) 工事進捗状況を月末に定期的に報告すること(150日工期、かつ3000万円以上の工事が対象)。 ④) 本工事で発注する産業廃棄物は、新潟県内の最終処分場へ搬入するため、産業廃棄物税が課税される。そのため本設計書に産業廃棄物税を計上しているので適正に処理すること。 ⑤) 施工に際して必要となる官公署への各種届出を遅滞なく行うこと。

## 2. 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事(対象工事 ※1)については、特定建設資材廃棄物(※2)の基準に従って工事現場で分別(分別解体)し、再資源化等することが義務付けられました。

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

工事の種類	規模の基準
建築物解体	床面積80㎡
建築物の新築・増築	床面積500㎡
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負金額1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額500万円以上

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は、以下のとおりとする。

- 1コンクリート
- 2コンクリート及び鉄からなる建設資材
- 3木材
- 4アスファルト・コンクリート

については、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称を記した書面を、契約書に添付して提出してください。

### 3.建設副産物に関する特記仕様書

#### 1 再生資材の利用

下記の資材の利用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規 格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備 考

#### 2 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事から建設発生土を利用すること。

発注機関	工 事 名	発生場所	施工会社名・連絡先	備 考

#### ③ 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記により積算している。

搬 出 先			
搬 出 先 地 名			
連 絡 先			
設 計 運 搬 距 離	10.0km圏内	12.8km圏内	
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用			
仮置き場所の有無			
備 考	発生土	汚泥	

#### 4 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する産業廃棄物名			
処 理 施 設 名 称			
施 設 所 在 地			
受 入 時 期			
設 計 受 入 費 用			
備 考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- ⑤ 産業廃棄物が発生した場合には適正に処理し、監督員にマニフェスト原本を提示し確認を得ること。  
完成検査(臨時検査)時に原本を持参すること。  
排出事業者(受注者)は、マニフェストA票、B2票、D票、E票の原本を5年間保存する義務がある。
- ⑥ 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の原本を監督員に提示し確認を得ること。  
また、完成検査(臨時検査)時に原本を持参すること。
- ⑦ 再生資源利用計画書の必要の有無  
「再生資源利用計画書(実施書)入力システム」を用いて作成し、計画書は施工計画書に添付、実施書は完了時にCD-R等電子媒体で提出する。
- ⑧ 協議について  
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し協議すること。

## 4.再生クラッシャーランに関する特記仕様書

建設工事に伴い発生する建設廃材を粉砕または混合して、製造する再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン(以下「再生クラッシャーラン等」という。)の性状について、次のとおり規定する。なお、再生クラッシャーランを構造物の基礎財等として使用する場合についてもこの定めとする。

### 1 材料

#### 1-1

##### 1 再生クラッシャーラン(RC-40)

セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材及び路盤再生骨材(路盤再生材を必要に応じて破砕、分級して製造した骨材)を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれらに補足剤を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

##### 2 アスファルト再生クラッシャーラン(ARC-40)

再生クラッシャーラン(RC-40)もしくはクラッシャーラン(C-40)を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをいう。アスファルト再生クラッシャーランには、再生クラッシャーラン(RC-40)を母材とする「RC混合」とクラッシャーラン(C-40)を母材とする「C混合」がある。

#### 1-2

再生クラッシャーラン等は、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、陶磁器、レンガ、瓦等を有害量含んではならない。

#### 1-3

再生クラッシャーラン等の最大粒径については、最大40ミリと定める。

### 2 品質

再生クラッシャーラン等の品質規格並びに品質管理については、新材のクラッシャーランに準ずるものとする。

#### 2-1(品質)

路盤材に使用する再生クラッシャーラン等の修正CBR、塑性指数、グリズリアンダー材の混入率は次表を標準とし、舗装の構造設計に用いる等値換算係数(下層路盤)は0.25とする。

材料	修正CBR	PI(塑性係数)	グリズリアンダー材の混入率
再生クラッシャーラン	30%以上	6以下	
アスファルト再生クラッシャーラン	40%以上	6以下	質量配合40%以下

#### <注>

(1)再生クラッシャーラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり原料が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験(粒度は道路用砕石S-13(13~5ミリ)のもの)とする。

(2)再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を準ずる。

#### 2-2(粒度範囲)

再生クラッシャーラン等の粒度は[JIS A 5001]道路用砕石の規定に準じ、粒度範囲は次表による。

粒度の範囲		RC-40 (40~0)	ARC-40 (40~0)
(mm) ふるい目(mm)			
通過 質量 百分率 (%)	53.00	100	100
	37.50	95~100	95~100
	31.50		
	26.50		
	19.00	50~80	50~80
	13.20		
	4.75	15~40	15~40
	2.36	5~25	5~25

<注>粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

## 5.排出ガス対策型建設機械特記仕様書

① 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機種	備考
<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ バックホウ</li> <li>・ トラクタショベル(車輪式)</li> <li>・ ブルドーザ</li> <li>・ 発動発電機(可搬式)</li> <li>・ 空気圧縮機(可搬式)</li> <li>・ 油圧ユニット</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油圧ハンマ</li> <li>・ バイブロハンマ</li> <li>・ 油圧式鋼管圧入・引抜機</li> <li>・ 油圧式杭圧入・引抜機</li> <li>・ アースオーガ</li> <li>・ オールケーシング掘削機</li> <li>・ リバースサーキュレーションドリル</li> <li>・ アースドリル</li> <li>・ 地下連続壁施工機</li> <li>・ 全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ローラ(ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ)</li> <li>◎ ホイールクレーン</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</p>



## 6.工事カルテ作成、登録に関する特記仕様書

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、登録機関に提出するとともに、登録機関発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

工事カルテの期限及び登録内容は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの登録および「登録内容確認書」の写しの提出は、契約締結後土日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び年末年始(以降祝日等という)を除き10日以内に行ってください。  
 受注・変更・完成・訂正時の工事实績報告は、監督員の確認を受けたうえ登録してください。  
 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内に登録してください。  
 完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請してください。  
 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できます。

- ② 登録内容は次表のとおりとする。

区 分	登録の種類
請負金額 500万円以上の工事	受注登録
	変更登録
	完成登録
	訂正手続き

※ 訂正手続きとは、業者の誤りによるものを指す。

## 7.安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

### ① 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資材による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

### ② 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

### ③ 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告(工事月報)に記録し報告するものとする。

### ④ 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合(死亡事故または休業4日以上を負傷事故)、指定された「事故発生報告書」を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

また、前記の事故以外「簡易な事故」が発生した場合も速やかに「簡易事故報告書」を作成し監督員に報告しなければならない。

## 8.植栽工事に係る特記仕様書

- ① 植栽樹木等が工事完了引き渡し後1年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯れ枝が樹冠部の2/3以上となった場合または通直な主幹をもつ樹木については樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様な状態となると想定されるものを含む)となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同様、またはそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死または形姿不良の判定は発注者と請負者とが立会いのうえ、行うものとする。ただし、暴風、豪雨、高潮、洪水、地震、地すべり、落雷、火災、動乱、暴動等の天災などにより、流失、折損、倒木した場合はこの限りではない。  
植替えの時期については発注者と協議するものとする。  
なお、完成後、引渡しを受けた翌日より、かん水、消毒等の通常の管理は発注者が行うものとする。

- ② この契約でいう樹木等とは以下のものをいう。

樹木名	規格	数量	備考
芝張り	図示	図示	

## 9.建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

新発田市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福利厚生を増進を図り建設産業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

- ① 受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、建設業退職金共済紙購入状況報告書を監督員に提出すること。
- ② 受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
- ③ 受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済等の加入を含む)を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
- ④ 下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。

## 10.新発田市建設工事請負契約約款関係

① 建設工事	新発田市建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第1条第3項による ・ 施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段は、請負者の責任において定める。
2 特許権等の使用	本工事における約款第8条の特許権、その他の第三者の権利の対象となっている施工方法の指示は、以下のとおりである。 特許権の内容 特許権の所有
3 工事材料の検査	本工事において約款第13条第2項の規定による検査は以下のとおりである。 指定する工事材料 1、対象材料については、監督員と協議すること。
④ 監督員の立会	本工事において約款第14条による立会が必要とされるものは、以下のとおりである 土木・建築工事監督要綱 土木建築工事監督技術基準
5 支給材料及び貸与品	本工事において約款第15条に定めるものは、以下のとおりである。 支給材料 数量 貸与品 数量 貸与期間
⑥ 中間技術検査	本工事は、約款第32条により定める(中間検査技術基準による)対象工事である。 中間技術検査の実施時期は、出来高が全体の40～60%程度を目安として監督員と協議し、中間技術検査願いを提出する。 中間技術検査は工事品質確保のために行う施工途中の技術検査であり、工事費の支払いの対象としない。 中間技術検査時は、設計図書、施工計画書及び中間技術検査までの工事管理記録等を準備し、現場代理人立会いの下で実施する。 検査時に必要となる器具は、受注者が準備すること。
7 部分使用	本工事の約款第34条の引渡前において部分使用を求める部分は、以下のとおり 部分引渡使用の協議箇所 : 別紙図面に示した箇所 使用協議内容 : 使用予定期間 : 令和 年 月 日～
8 部分引渡	本工事において、約款第39条の工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定する部分は以下のとおりである。 部分引渡を求める部分 : 別紙図面に示した部分 部分引渡予定時期 : 令和 年 月 日までとする。 部分引渡の金額 : 協議の上決定する。 部分引渡の検査 : 新発田市工事検査規定に定める完成検査による。
⑨ 火災保険等	本工事は、約款第54条の定めによる火災保険に付すべき工事である。 指定内容 : 火災保険等の対象金額が請負金額以上に加入していること。 提出書類 : 火災保険等金額が判明できる証書の写し 加入期間 : 契約の日から竣工予定日より14日以上必要とする。
10 現場発生品	現場発生材が発生した場合、利用可能なものは のストックヤードに搬出し、監督員と協議すること。
⑪ その他	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第2項の規定により、施工体制台帳の写しを発注者に提出するものとする。また、施工体系図の写しについては、下請負人が発生した場合は、下請金額に関わらずすべて定められた書式により、監督員に提出するものとする。